



地域の宝・子どもたちを守るため 様々な取り組みを行っています

■毎月15日は『子ども安全の日』

第1回学校安全推進委員会が10月12日に開催され、毎月15日が『子ども安全の日』に制定されました。この日は、登下校時を中心に、市内一円を警察、青パト隊及び防犯ボランティア等が一斉に巡回します。

■地域ぐるみ学校安全体制推進事業

地域ぐるみで学校安全に関する取組を行なう県下唯一のモデル地域として、平成19年度は枕崎市が指定地域となっています。

これに伴い、市内小・中学校にスクールガード※を配置し、警察署や消防署など関係機関・団体と連携して、児童生徒の登下校時等の安全確保のため活動しているところです。

※スクールガードとは？

学校安全ボランティアとして、学校及び児童生徒の安全を確保する活動を行なう方々のことで、現在、スクールガード・リーダーである宮路益雄さんを中心に約50名のスクールガードの方々、登下校時の安全確保のために活躍しています。

『スクールガード・リーダー』宮路益雄さん

「子どもたちは地域の財産であり、地域住民みんなで見守ることが大事です。私たちスクールガードも『学校のお巡りさん』のような存在になれるよう努力していきます」



■合同不審者対処訓練を実施

不審者対処訓練が枕崎警察署指導のもと8月30日、立神小学校で市内小・中学校教職員、スクールガード合同で行なわれました。

突然教室に侵入してきた不審者に対し、子どもたちの安全の確保、そして不審者に対する適切な対処の訓練をしました。参加者は、実践しながらの訓練をとし、学校安全への意識を高めました。

【問合せ】市教育委員会 TEL72-0170

電子証明書の 取得はお早めに



皆さん、電子証明書をご存知ですか？

電子証明書は、インターネットを通じて行政機関へ申請・届出等を行うために必要なもので、個人向けの場合は、市役所による「公的個人認証サービス」にて発行されています。

【最高5,000円の税額控除！】

◆e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して、平成19年分または20年分（いずれか1回）の所得税の確定申告書を、申告期限（平成19年分は平成20年3月17日、平成20年分は平成21年3月16日）までに提出する際に、併せて本人の電子署名と電子証明書を送信した場合には、所得税額から5,000円（その年分の所得税額を限度）を控除できます。

◆この機会に電子証明書とICカードリーダーを取得して、ご利用されてはいかがですか？

なお、確定申告時期が近づくと、窓口が混み合う場合がありますので、電子証明書の取得はお早めにお願います。

また、住基カード（写真付）は、運転免許証などの公的な身分証明書をお持ちでない方にとっては、様々な手続きに欠かせないものであり、この機会に是非取得されることをお勧めいたします。

（電子申告等の必要のない方は、住基カードのみの取得で構いません）

■電子証明書の取得：市民健康課市民係の窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書等を提出して取得できます。（発行手数料として、住基カード、電子証明書のいずれも500円が必要）

■ICカードリーダーの入手：家電量販店やインターネット販売で購入できます。

■詳細な情報については、次のホームページをご覧ください。

【住基カード】

www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/juki_card.html

【電子証明書（公的個人認証サービス）】

www.jpki.go.jp/index.html

【ICカードリーダー】

www.jpki-rw.jp/

【e-Tax（国税電子申告・納税システム）】

www.e-tax.nta.go.jp/

問合せ 市民健康課市民係 TEL72-1111 内線143

■65歳以上の方に対する非課税措置の廃止

平成17年1月1日において65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する市県民税の非課税措置が平成18年度分から廃止されています。

ただし、急激な税負担の増加を緩和するため、平成18年度は税額の3分の2が減額、平成19年度は税額の3分の1が減額される経過措置が設けられていましたが、平成20年度からは全額課税となります。

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 市県民税所得割額 | 2/3減額 | 1/3減額 | 全額課税 |
| 市県民税均等割額 | 1,800円 | 3,100円 | 4,500円 |

注) 県民税均等割額のうち森林環境税(500円)は、経過措置による減額の対象にはなりません。

分からない点がありましたら、税務課課税係までお気軽にご連絡ください。TEL72-1111内線154・155

税に関するお知らせ

ご存じですか「税を考える週間」

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。税金は、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるように、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。

「税を考える週間」は、国民生活に深いかかわりを持っている税について、その意義（必要性）及び役割（使途）や税務行政の現状を分かりやすく説明するとともに、国民の皆様により能動的に税の仕組みや目的を「考え」て、国の基本となる税に対する理解を深めていただくために設けられているものです。

今年の「税を考える週間」は、昨年に引き続き「少子・高齢社会と税」をテーマとして、各種の広報・広聴活動を行うことにしています。

また、この期間、給与所得者や主婦、児童・生徒などを対象とした「租税教室」の開催など、税を身近なものとして考えていただけるような行事を企画しています。

「租税教室」の開催希望は、最寄りの税務署へお気軽にお尋ねください。

問合せ 知覧税務署 TEL83-2411



事業主のみなさんへ 年末調整説明会を開催

給与所得者のための年末調整説明会を次のとおり開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

日時 11月14日（水）

午前の部：10時～ 午後の部：1時30分～

会場 南薩地域地場産業振興センター

問合せ 税務課 TEL72-1111 内線154・155

知覧税務署 TEL83-2411



来年4月から、 国民健康保険税の年金天引き （特別徴収）が始まります

対象 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）です。ただし、次のような世帯主の方は対象となりません。

- ①年金の年額が18万円未満の方
- ②介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える方
- ③年金の支給停止を受けている方

問合せ 税務課課税係 TEL72-1111 内線154・155